

財関第1233号  
平成26年12月2日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 宮内 豊

「ワシントン条約該当貨物の取扱いについて」の一部改正について

ワシントン条約該当貨物の輸入通関に係る取扱いを一部変更することに伴い、ワシントン条約該当貨物の取扱いについて（平成12年3月31日蔵関第253号）の一部を下記のとおり改正し、平成26年12月16日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

ワシントン条約該当貨物の取扱いについての一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。